

平成20年3月3日

京丹波町長 松原 茂樹 様

京丹波町特別職報酬等審議会
会長 田 端 勇

京丹波町特別職等の報酬額に関する意見について（答申）

平成19年11月26日付け9京丹総第679号で諮問のありました京丹波町特別職の報酬額等に関する諮問について、下記のとおり答申いたします。

記

1 はじめに

今日におけるわが国の経済情勢は、長い低迷から脱却し景気回復が見られるものの、地方においてもその動きは未だ実体を伴っていない状況である。さらに、現下の本町を取り巻く情勢は、少子高齢化とも相俟って、生産年齢人口の減少、三位一体の改革による大幅な地方交付税の減額など、予想をはるかに上回る歳入状況の悪化に伴い、依然として厳しい財政状況が続いている。本町では、常勤特別職の給与等について、平成18年度より給料及び期末手当の減額の特例措置を自主的に実施されるなど、自ら厳しい現実に対処した姿勢を明らかにされているところである。

2 審議経過

現在の特別職の報酬額等は、合併協議において調整された額となっており、住民の直接参加による機関での報酬額等の審議を経ないことから京丹波町における行政運営の公正妥当を期するため、平成19年4月に本審議会設置条例が制定され、同年11月26日、町長より特別職の適正な報酬額等について諮問を受けたところである。

本審議会では、審議にあたり、それぞれの特性、責任の度合いを考慮し、本町の規模や財政状況を勘案した上で、社会、経済情勢、他町村の状況等を参考に総合的な検討を行った。

町長等の常勤の特別職及び議会議員の報酬額等は、現在の京都府内の町村や類似団体と比較すると概ね平均値に近い水準にある。民間においては景気が回復基調とはいえ依然厳しい経済情勢であり、本町においても厳しい財政状況であることから、各種補助金の削減等町民に負担を求めている現状やそれぞれの公務の状況も勘案しながら忌憚のない議論を重ねた。

3 審議結果

本審議会は、特別職の報酬額等について次のとおり答申する。

(1) 議会議員の報酬の額

町民の代表として議会議員の果たす役割は、極めて重大であり町民の意思を反映するものでなければならない。本町の議会議員の報酬額は、府内他町村や類似団体と比較して、ほぼ同等の水準にあるが、日額換算では、割高感を覚えるところである。

本審議会としては、合併により町域が広がり且つ負託をうける人口も増加するなか、様々な町民のニーズに応え、住民自治に根差した議員活動が積極的に展開されることを期待するとともに、厳しい現状に鑑み、町政の意思決定機関として自らの報酬額について自主的に検討されることも考慮し、現行の額で据え置くことが適当であるとの結論に至った。

なお、自主的な検討にあたっては諮問事項ではないが、費用弁償額も含めて検討されることを要望する。

(2) 町長、副町長、教育長の給料の額

特別職の給与等については、本来その職務と責任に対応したものと考えられる。具体的な額についての根拠付けは難しいが、一般職員の給与、府内における支給額、社会経済情勢等の動向を考慮すると共に、住民感情に配慮したものでなければならない。

このような中、審議結果に至る議論では、減額すべきという選択肢もあったところであるが、合併して3年目を迎え、本町のまちづくりは、本年度に総合計画基本構想が策定され、その実現を目指してようやく緒についたばかりである。

また、合併前からの課題や懸案事項の処理などを考慮すると、その困難性や重要度は、極めて重い職務と責任が生じているといわざるを得ない。併せ

て府内他町村や類似団体と比較しても、概ね適正な水準にあることから、現行の額で据え置くことが適当であるとの結論に至った。

なお、本審議会としては、引続き町長等自らが減額の特例措置を講じられることについては言及するものでない。

(3) 特別職の職員で非常勤のものの報酬の額

それぞれの委員の特性や活動状況も異なり、府内の他町村とも比較しがたい状況である。今後ともその活動状況に留意し、職務と責任に応じた報酬額となるよう検討を重ねられることを要望し、現行の額で据え置くことが適当であるとの結論に至った。

(4) その他

社会経済情勢等の変化や財政状況の大幅な転化等により、特別職の報酬額等の適正化に関する客観的な要素が生じた場合は、速やかに審議会を開催されることを要望する。